

かわらだ ひろこ  
**川原田弘子** ニュース



2018年4月発行

皆さん「すまいるネット」ご存知ですか？住まいのことなら何でも相談に乗って頂けますよ。



会派名が「こうべ市民連合議員団」になりました。

**居住・住まい・土地に関する施策いろいろ**

居住や住まい、土地に関する事で、国や県・市で様々な取り組みが進められていますので、まとめて広報します！

1. 神戸市すまいるの総合窓口「すまいるネット」
2. 住まいの耐震化助成
3. 住まいのバリアフリー助成
4. 老朽危険家屋の空家、ゴミ屋敷などの適切管理
5. 空き家、空き地の有効活用施策
6. 新婚、ひとり親、同居・近居、様々な世帯の住宅施策
7. 「神戸市都市空間向上計画」の検討がスタート
8. 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定

**1 神戸市すまいるの総合窓口「すまいるネット」**

神戸市中央区雲井通5-3-1  
サンバル4F  
相談ダイヤル078-222-0005

～すまいるネット事業概要～  
1. 住まいに関する相談・アドバイス  
建築、空き家活用、契約のトラブル、高齢者の住み替え、マンション管理、住宅確保要配慮者支援など  
2. 情報提供  
物件情報（民間住宅、高齢者向け住宅）、建築士・建設業者の選定支援  
3. 普及・啓発  
セミナー開催、出前講座、住教育の支援  
4. その他の住まいに関する支援制度  
中古住宅の流通促進、バリアフリー化促進、耐震化促進、密集市街地の再生支援、まちづくり活動支援

**2 住まいの耐震化助成について**

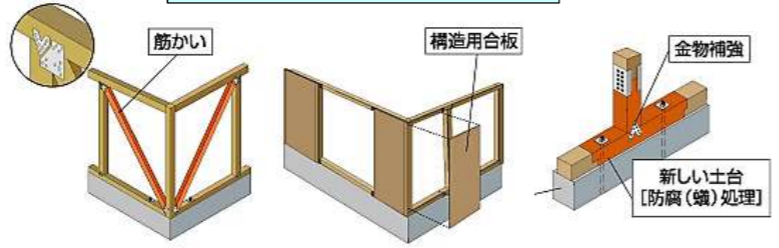
Q あなたのすまいは、昭和56年5月以前に着工されましたか？

いいえ

あなたのすまいは、**新耐震**です。

南海トラフ地震は、今後30年以内に70%の確率で起こると言われており、神戸市では住まいの耐震化について様々な補助制度が設けられています。

**すまいるの耐震化の施行例**



**\* すまいるの耐震化補助の一例**

耐震の補助メニュー	補助の概要（年収条件や対象建築物の種類などによって異なりますのでご相談ください）
耐震診断	無料（S56年5月31日以前に着工された住宅）
耐震設計	対象費用の9/10または27万円のうち低い額（木造住宅） 対象費用の2/3または20万円のうち低い額（木造以外）
耐震改修工事	＜一般型の耐震改修工事の補助の場合の例（）内は工事費用＞ 50万円（50万円以上100万円未満）、80万円（100万円以上200万円未満）、110万円（200万円以上300万円未満）、130万円（300万円以上）

**3 住まいのバリアフリー助成について**



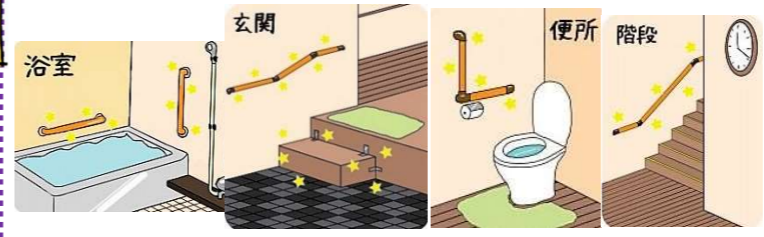
車いすや足が不自由になっても、ご自宅で快適で安心して住み続けるために、神戸市では手すりや段差解消のためのバリアフリー補助制度があります。



要支援・要介護認定を受けていない満65歳以上の高齢者のいる世帯が対象です。年収要件は以下の表のとおりです。借家の場合でも、持ち主の許可を受ければ可能ですが、対象となる住宅の要件等がありますから、詳細はご相談ください。**\*要支援・要介護を受けている方がいる場合は、介護保険の補助制度をご利用ください。**

世帯種別	世帯の年収
単身65歳以上	総所得220万円未満 or 年金収入+その他所得340万円未満
ご夫婦（どちらか65歳以上）	総所得220万円未満 or 年金収入+その他所得463万円未満
その他（65歳以上を含む）	総所得510万円未満

**バリアフリー改修の施工例**



対象世帯	補助金額
市民税課税世帯	対象工事費の1/3を補助（最大6万円）
市民税非課税世帯	対象工事費の2/3を補助（最大12万円）

**4 老朽危険家屋の空家、ゴミ屋敷などの適切管理**

空家特措法がH27年5月に全面施行され、下記のような状態の空家は、「**特定空家等**」と定義され、所有者・管理者は適切に管理する義務が課せられることとなりました。

- 「そのまま放置すれば**倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態**」
- 「**著しく衛生上有害となるおそれのある状態**」
- 「適切な管理が行われていないことにより**著しく景観を損なっている状態**」
- 「その他周辺の**生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態**」

神戸市では、法の対象とならない一部が使用されている長屋の空家部分や空家と同様の課題を抱える空地への措置等を規定した条例を施行しました。更に、ゴミ屋敷等に対応する（人が居住）ため、環境局からも条例が施行されています。



国	「空家等対策の推進に関する特別措置法」	・H27年5月施行
環境局	「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例」	・H28年8月施行
住宅都市局	「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」	・H28年10月施行

法により市は、特定空家等に対しては、所有者に対し適切な維持管理を求め、**除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言**又は指導、勧告、命令が可能になります。さらに、危険が切迫している場合には行政代執行の方法により強制執行を行うことができます。**勧告を受けた特定空家等の敷地の固定資産税は住宅用地特例の対象から外れること**

